

別表第5  
解除の基準

指定場所	禁止行為	承認要件
		屋内展示場
公衆の出入りする部分	喫煙	認めないものとする。
	裸火使用	<p>1 条例において、火災予防上安全な距離が定められている場合は、可燃物から当該距離以上の距離を確保すること。</p> <p>2 可燃物の転倒、落下等のおそれがないこと。</p> <p>3 従業員等による監視、消火、使用後の点検等の体制が講じられていること。</p> <p>4 使用者が、裸火使用を容易に停止できる措置が講じられていること。</p> <p>5 消火器具を設けること。(能力単位2以上)ただし、消防法令等により設けられている消火器が、解除承認を受けようとする行為に対し、有効に使用できる状態で設けられている場合を除く。</p> <p>6 出入口、階段等から水平距離で5 m以上離れていること。(不燃材料で造った壁で防火上有効に遮断する等の措置を講じた場合は除く。)</p> <p>7 危険物品その他の易燃性の可燃物から水平距離で5 m以上離れていること。(不燃材料で造った衝立等で防火上有効に遮断する等の措置を講じた場合は除く。)</p> <p>8 承認される範囲は、次に掲げるものであること。</p> <p>(1) 電気を熱源とする火気使用設備器具</p> <p>(2) 気体燃料を熱源とする火気使用設備器具</p> <p>ア 消費量は、1個につき58 kW以下であり、総消費量は175 kW以下であること。</p> <p>イ ガス過流出防止装置又はガス漏れ早期発見のための装置が設置されていること。(カートリッジ式火気使用設備器具を除く。)</p> <p>(3) 液体燃料及び固体燃料を熱源とする火気使用設備器具</p> <p>展示に伴う実演に限るもので必要最小限とする。</p> <p>(4) 火炎を有するものは、火炎の長さが10 cm、幅が70 cm以内とし、安全な距離を100 cm以上確保すること。</p> <p>(5) 火薬類を消費する場合は、次に掲げるものであること。</p> <p>ア 使用場所は、舞台であること。</p> <p>イ 音又は煙を出すための煙火に限ること。</p> <p>ウ 煙火は固定して消費すること。(拳銃等の形態による消費を除く。)</p> <p>エ 火薬類取扱いに関する知識及び技術を有する専従員が取り扱うこと。</p>

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">公衆の出入りする部分</p>	<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">危険物品持ち込み</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 従業員等による監視体制が確立されていること。</li> <li>2 消火器具を設けること。(能力単位2以上)ただし、消防法令等により設けられている消火器が、解除承認を受けようとする行為に対し、有効に使用できる状態で設けられている場合を除く。</li> <li>3 出入口、階段等から水平距離で5 m以上離れていること。(不燃材料で造った衝立等で防火上有効に遮断する等の措置を講じた場合は除く。)</li> <li>4 火気使用場所から水平距離で5 m以上離れていること。(不燃材料で造った衝立等で防火上有効に遮断する等の措置を講じた場合は除く。)</li> <li>5 保管する場合は、密栓し他の物品と隔離すること。</li> <li>6 承認される範囲は、次に掲げるものであること。 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 危険物の規制に関する政令別表第3に定める指定数量の10分の1未満であること。</li> <li>(2) 可燃性固体類及び可燃性液体類は、条例別表第3に定める数量の10分の1未満であること。</li> <li>(3) 可燃性ガス容器(液化ガスに限る。) <p style="margin-left: 40px;">ガス総質量が5 kg以下であること。ただし、高圧ガス保安法の適用を受ける容器を持ち込む場合は、2 kg以下のボンベとし、次の措置が講じられていること。</p> <p style="margin-left: 40px;">ア 使用するホースは、外圧によりつぶれない構造であること。</p> <p style="margin-left: 40px;">イ 容器の転倒防止措置が図られていること。</p> <p style="margin-left: 40px;">ウ 容器の連結使用がないこと。</p> </li> <li>(4) 火薬類(打上煙火を除く。) <p style="margin-left: 40px;">火薬類の薬量が0.1 g以下のものは30個、0.1 gを超え15 g以下のものは5個以下であること。</p> </li> </ol> </li> </ol>
---	---	---